徳島県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３第１項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第２項の規定により告示する。

令和８年11月20日

徳島県公安委員会委員長　　三　　谷　　郁　　彦

１　開催の日時及び場所

令和９年に開催する講習会は、現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第５条の２第３項第２号又は第３号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1)　経験者講習会

開　催　日　時	開　催　場　所
１月21日（木）午前９時30分	美馬警察署
２月28日（日）午前９時30分	阿南警察署
３月10日（水）午前９時30分	三好警察署
３月26日（金）午前９時30分	徳島板野警察署
４月８日（木）午前９時30分	美馬警察署
５月13日（木）午前９時30分	阿南警察署
５月20日（木）午前９時30分	三好警察署
６月11日（金）午前９時30分	徳島板野警察署
７月４日（日）午前９時30分	美馬警察署
８月19日（木）午前９時30分	阿南警察署
９月10日（金）午前９時30分	徳島板野警察署
９月28日（火）午前９時30分	美馬警察署
10月７日（木）午前９時30分	阿南警察署
11月11日（木）午前９時30分	三好警察署
11月28日（日）午前９時30分	徳島板野警察署
12月９日（木）午前９時30分	阿南警察署

(2)　初心者講習会

開　催　日　時	開　催　場　所
２月25日（木）午前９時30分	小松島警察署
４月15日（木）午前９時30分	小松島警察署
７月15日（木）午前９時30分	小松島警察署
10月21日（木）午前９時30分	小松島警察署
12月２日（木）午前９時30分	小松島警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前９時から午前９時30分までの間に受け付ける。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3)　手数料

ア　講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額を、キャッシュレス決済又は現金により講習の申込みの際に納入すること。

(ｱ)　経験者講習会　3,000円

(ｲ)　初心者講習会　6,900円

イ　徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）は、令和９年３月31日まで使用できるので、同日より前に開催される講習会の受講を希望する者は、アの規定にかかわらず、証紙により手数料を納入することができる。

(4)　その他

ア　経験者講習会の受講者は、申込みの際に猟銃・空気銃所持許可証（規則第31条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を提示すること。

イ　初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は、それぞれ次に掲げる時間とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

ア　経験者講習会　午前９時30分から午後零時30分まで

イ　初心者講習会　午前９時30分から午後３時30分まで（正午から午後１時までは休憩時間）

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に講習修了証明書（法第５条の３第２項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に確認するこ

と。